

光市記者発表資料

令和6年9月4日

件名	議会の議決を経ずに行った教師用指導書の購入について
内容	1 概要 他自治体における、小学校教師用の指導書等の購入について、市議会の議決を経ずに契約していた旨の報道を受け、本市における事案を調査したところ、同様の事案が2件あったことが判明しました。 2 対象事案（2件） （1） 令和2年度小学校教師用指導書 契約金額 21,089,860円 （2） 令和6年度小学校教師用指導書 契約金額 22,341,880円 3 今後の対応 光市議会令和6年9月定例会において、財産の取得の追認を求める議案を提出する予定です。 また、こうした事態となったことを重く受け止め、市長、副市長及び教育長の給料を減額（100分の10、1か月）するための条例議案を併せて提出する予定です。 4 根拠法令 光市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 （議決に付すべき財産の取得又は処分） 第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。
問合せ	・指導書の購入について 担当課：教育総務課経理係 担当者：加川、秋友（電話 0833-74-3601） ・光市長等の給与に関する条例について 担当課：総務課人事係 担当者：坪井、本間（電話 0833-72-1402）